

第3期中期目標期間の終了時の検討および措置について

1 根拠法令（地方独立行政法人法）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第3期中期目標終了時の検討および措置

令和6年度に実施した評価委員会による第3期中期目標計画期間の業務実績見込評価において、「第3期中期目標期間における業務実績は妥当な内容であり、中期計画の実現に向けて良好に進んでいる」と評価しており、構成市町に関わる各種の取り組みにより地域への貢献が認められることから、広域連合としては、2市1町が有する意義ある公立大学として、引き続き構成市町との連携の下、法人に業務を継続させることとする。

また、評価により、意見・指摘等が示された下記事項について、大学法人に対し、中期計画等、今後の取り組みに反映させるよう要請する。

[各評価による意見・指摘等]

- ・研究成果について共有することにより、さらに情報交流を高める
- ・地方のポテンシャルを引き出し、地方創生にさらに貢献し、魅力ある地方の大学としての存在感を高めていく
- ・地域の知の創出と交流の拠点として、北海道全体への貢献およびさらなる飛躍をめざす
- ・人材育成と評価の仕組みを検討する
- ・コロナ前と比較してさらにより良い教育研究環境の整備を推進する